

スピードパス会員規約

第1条（目的）

1. この規約は、エクソンモービル有限会社および東燃ゼネラル石油株式会社の2社（以下エクソンモービル有限会社と東燃ゼネラル石油株式会社とを個別に称するときには「当社」といい、エクソンモービル有限会社と東燃ゼネラル石油株式会社とを総称するときは「エクソンモービルグループ」といいます。）が提供する「スピードパスシステム」による信用販売に関し、その内容、利用者、利用方法および遵守事項を定めるものとします。

第2条（スピードパスシステムとスピードパスの定義）

1. この規約において「スピードパスシステム」（以下「本プログラム」といいます。）とは、当社の顧客ならびに当社の系列販売代理店並びに特約店または販売代理店並びに特約店の管轄下にある三者特約店並びに三者販売店の顧客（以下「顧客」といいます。）が、次項に定義する「スピードパス」を使用して、当社を含む全国のエクソンモービルグループ系列給油所のうち本規約に定める条項に従い登録を行い当社がこれを承認したすべてのエッソ系列、モービル系列およびゼネラル系列の給油所（以下「取扱給油所」といいます。）において、顧客がクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）から発行を受けたクレジットカードの与信機能を利用して、本規約所定の商品およびサービスの信用販売の便宜の提供を受けられるシステムをいいます。
2. この規約において「スピードパス」とは、本システム利用の目的で、顧客に対して、当社およびカード会社の判定基準に従い当社から発券され、顧客に貸与される非接触型の道具をいいます。
3. スピードパスの所有権は当社が保有します。

第3条（エクソンモービル有限会社による代理と申込名宛人）

1. 本規約を承認のうえ本プログラムへの参加を希望する顧客は、当社所定の「スピードパス入会申込書」を、加盟店を通して当社に提出します。
2. 本規約を承認のうえ本プログラムへ入会しようとする顧客は、「スピードパス入会申込書」を受領した加盟店が東燃ゼネラル石油株式会社の特約店であったときは、あらかじめエクソンモービル有限会社が東燃ゼネラル石油株式会社から個別に以下の権限を授与され、東燃ゼネラル石油株式会社を代理して本規約の条項を履行することを承認します。

- ① 本規約に基づく東燃ゼネラル石油株式会社の権利行使または義務の履行（弁済の受領を含む。）に関するいっさいの権限
- ② 本規約に関する東燃ゼネラル石油株式会社からの通知、または東燃ゼネラル石油株式会社に対する通知（いずれか一方に対する通知を含む。）を東燃ゼネラル石油株式会社の代わりに発送し、または受領する権限
- ③ その他本規約の履行に必要な一切の行為に関する権限

第4条（会員）

1. スピードパスを利用して信用販売を行なうことができるカード会社は次に記載するカード会社およびそのカード会社と提携している会社とし、プログラムへ入会しようとする顧客は、以下のカード会社およびそのカード会社と提携している会社のいずれかからカード会員資格を取得している顧客とします。

(株)ジェーシービー	三井住友カード(株)	三菱UFJ ニコス(株)
アメリカン・エクスプレス・インターナショナル Inc (日本)	シティカードジャパン(株)	楽天KC(株)
(株)セディナ	トヨタファイナンス(株)	(株)オリエントコーポレーション
(株)ジャックス		

但し、会員は、上記のカード会社およびそのカード会社と提携している会社のカード会員であっても、スピードパスを発券できないカードがあること、また当社が予め会員に通知することで上記のカード会社をいつでも変更できることを予め承諾します。

2. プログラムへ入会しようとする顧客は、「スピードパス会員規約」を承諾のうえ、プログラムへの入会を所定の「スピードパス入会申込書」により加盟店を通じて当社に対し申し込みます。当社と加盟店は、入会の資格審査を行い、適格と判断した顧客にスピードパスを発券します。申込みを行なった会員は、当社と加盟店が行なう顧客の入会資格審査の手順、方法または結果に異議を申し述べません。

3. 「スピードパス入会申込書」を当社に提出することにより、会員は、第1項所定のカード会社およびそのカード会社と提携している会社のうち、スピードパス入会時に会員が指定したクレジットカードの与信機能を利用して、スピードパスの使用によって加盟店に対して発生し負担する債務の決済をすることを承認したものとします。(以下会員がスピードパスによる信用販売とその決済に使用するために指定したクレジットカードを「決済カード」といいます。)会員は、決済カードの提示および売上票への署名なしでスピードパスを使用しても、決済カードを提示し売上票へ署名した場合と同様の信用販売とその債務の決済がなされることを承認します。
4. 会員は、いったん指定した決済カードを変更する場合は、所定の変更手続きに従って決済カードを変更することが可能です。ただし、一部のクレジットカードにおいては、変更のお申込をいただけない場合があります。
5. スピードパスの発券を受けた個人または個人事業主・法人をスピードパス会員といます。
6. 当社、カード会社および発券店と会員との契約は、会員の入会が承認されたときに成立します。

第5条（加盟店と取扱給油所）

1. 加盟店とは当社が承認した当社系列の販売代理店または特約店であって、当社がスピードパスの取扱いを承諾したものをいいます。
2. 取扱給油所とは前項の加盟店またはその管轄下にある特約店もしくは販売店の運営にかかる当社系列の給油所をいいます。取扱給油所は、店頭にて、スピードパスが利用できる旨の指示を行うものとし、会員は、取扱給油所においてスピードパスを利用して信用販売の便宜を受けられるものとします。但し決済カードによっては一部の取扱給油所で利用できない場合があります。
3. 当社は、取扱給油所におけるスピードパスの取扱い中止を中止の1ヶ月前までに該当取扱給油所店頭で告知することにより、いつでもスピードパスの取扱いを中止することができます。

第6条（発券店）

1. 加盟店は、当社の別途指示する方法で、顧客のスピードパス申込みを勧誘します。勧誘により、本「スピードパス会員規約」を承諾のうえ、スピードパスの申込みをした顧客のうち、当社およびカード会社の判定基準に従い当社が申込みを承認した場合、当該顧客はスピードパス会員となり、顧客の申込みを受けた加盟店は、発券店となります。

第7条（スピードパスの貸与）

1. 当社は、当社が発券したスピードパスを会員に無償で貸与します。
2. スピードパスは、会員が「スピードパス入会申込書」に記載した会員以外は使用することができません。会員は、本規約の規定に従ってスピードパスを使用するとともに、善良なる管理者の注意をもってスピードパスを使用し管理しなければなりません。
3. スピードパスの所有権は当社にあります。会員は、スピードパスを他人に貸与、譲渡および担保の提供や預託等に利用したりスピードパスの占有を第三者に移転することは一切できません。
4. 発券店がスピードパス加盟店登録を脱退した場合で、スピードパス会員がスピードパスの継続使用を望んだ場合、当社は、当社の指定する他の加盟店を当該スピードパスの発券店とすることができます。

第8条（スピードパスの有効期限）

1. スピードパスの有効期限は、会員が入会時にスピードパスによる信用販売とその決済に使用するために指定したクレジットカードの有効期限と同一とします。会員が、クレジットカードの有効期限が到来する前に決済カード会員資格を喪失した場合は、その喪失のときまでとします。
2. スピードパスの有効期限までに退会の申し出のない会員で、かつ、当社が認める場合、有効期限の満了時に更新されたクレジットカードをもって有効期限を更新することにより、スピードパスを継続して使用することができます。

第9条（年会費）

1. スピードパス年会費は無料とします。
2. スピードパス年会費は、当社が必要と認めたときは、これを改訂することができ、当社が改訂の内容を通知した後に会員がスピードパスを利用したことによって、会員は年会費改訂を承認したものとみなします。
3. 当社がスピードパス年会費を請求した場合、会員は、毎年当社所定のスピードパス年会費を、当社所定の方法で支払うものとします。
4. スピードパス年会費には、当社が別途会員に紹介し提供する付帯サービスであって会員が別途承諾した付帯サービスの年会費等の費用を含みます。

第10条（スピードパスの利用）

1. 会員は、取扱給油所において、別途当社が指定する方法でスピードパスを提示することにより、決済カードの提示および所定の売上票への署名を省略して、商品およびサービスの購入により加盟店に対して発生し負担する債務を、本プログラムを通じて支払うことができます。但し、決済カードまたは商品によっては一部の取扱給油所で利用できない場合が有ります。また、当社は、あらかじめ加盟店に通知することにより、スピードパスで購入できる商品およびサービスの構成をいつでも変更できるものとします。
2. 会員のスピードパス使用1回あたりの信用販売限度額は15,000円未満とし、スピードパスによる信用販売の利用回数は、1日あたり4回を限度とします。ただし、一部の取扱給油所では上記信用販売限度額を下回る場合があります。また、給油操作の途中で取消を行っても1回と数えられる場合があります。
3. スピードパス会員の月間信用販売限度額は、カード会社が別途定める金額とします。ただし、カード会社が特別に認めた場合については、この限りではありません。
4. プログラムを通じて支払う場合の債務の返済は、通常の1回払いのみとします。
5. 当社、カード会社および加盟店は、会員のスピードパス利用が本規約に違反するか、違反するおそれがある場合等には、会員のスピードパスの利用を拒絶することができるものとします。

第11条（加盟店からカード会社への債権譲渡）

1. 会員はスピードパスを利用した場合に生じた加盟店の会員に対する債権を当社所定の方法で加盟店からカード会社へ譲渡することについてあらかじめ異議なく承認します。

第12条（加盟店との紛議）

1. スピードパスの利用により、購入した商品またはサービスに関する紛議は、すべて会員と加盟店の間で解決を図るものとします。

第13条（会員の支払額の通知）

1. 会員に対するスピードパスの売上による支払額の通知は、決済カードの売上として利用明細上に記載されます。

第14条（代金決済）

1. 会員のスピードパス利用代金等の加盟店に対して負担する債務は、会員と「スピードパス入会申込書」において会員が指定した決済カード発行カード会社との契約により、会員が弁済します。

第15条（退会および会員資格の喪失等）

1. 会員は、当社所定の方法により当社が運営するスピードパスセンター（当社スピードパスセンター）に退会の手続きを行い退会することができます。この場合、会員は、貸与を受けている全てのスピードパスを当社の別途指示する方法で直ちに当社に返還し、当社またはカード会社の指定する方法で残債務全額を完済しなければなりません。
2. 当社、加盟店またはカード会社は、会員が次の事項の一つにでも該当する場合には、会員資格を一時的に停止または喪失させることができます。
 - ① 会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 会員が本規約または決済カードの会員規約に違反したとき
 - ③ 当社、加盟店またはカード会社に対する債務を履行しないとき
 - ④ 会員が、カード会社からカード会員資格の停止または喪失の通知を受け取ったとき
 - ⑤ 会員の信用状態の重大な変化が生じたとき当社またはカード会社が判断したとき
 - ⑥ スピードパスの利用状況が適当でないと当社またはカード会社が判断したとき
 - ⑦ スピードパスの有効期限を更新しないで、スピードパスの有効期限が経過したとき
3. 前項各号に該当する場合、当社およびカード会社は、スピードパスを無効化し、加盟店はスピードパスの利用を拒絶できるものとします。
4. 第2項に該当し、当社が所定の方法により、または加盟店を通じてスピードパスの返還を求めたときは、会員は直ちにスピードパスを返還するものとします。

第16条（スピードパスの紛失、盗難等）

1. 会員は、スピードパスを紛失または盗難された場合、または会員が会員の許可なく第三者にスピードパスが使用されていると思慮される場合は、速やかに当社スピードパスセンターに連絡のうえ最寄りの警察署または交番にその旨を届けるものとします。
2. スピードパスの紛失、盗難や他人にスピードパスを使用された場合は、その使用代金は会員の負担となります。但し、会員が前項の届出を行ない、かつ所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合には、スピードパス1個につき60万円を限度として、前項の通知を当社スピードパスセンターが受理した日（以下「受理日」といいます。）の60日前以降から受理日の3日後までの64日間に行われた不正使用による損害に限り、当社、カード会社および加盟店はその支払いを免除します。
3. 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、上記損害の全部を会員が負担するものとします。
 - ① 紛失、盗難が会員の故意、または重大な過失によって生じた場合
 - ② 会員の家族、同居人、留守人等、従業員を含む会員の関係者によって使用された場合
 - ③ 他人に譲渡・貸与または担保差入れされたスピードパスが使用された場合
 - ④ 戦争、革命、内乱、テロ、地震、噴火、津波等の著しい秩序の混乱等の際に紛失や盗難が生じた場合
 - ⑤ 会員規約に違反している状況において、紛失・盗難が生じた場合
 - ⑥ 会員が当社またはカード会社の請求する書類を提出しなかったり、当社またはカード会社の行う被害状況調査に協力を拒んだ場合
 - ⑦ 当社が付保する損害保険会社に対する当社の保険金請求時に、会員が当社または損害保険会社の請求する書類を提出しなかったり、被害状況の調査に協力しなかった場合
 - ⑧ その他、会員が当社、当社が付保する損害保険会社またはカード会社の指示に従わなかった場合

第17条（スピードパスの再発券）

1. スピードパスの紛失、盗難、破損および汚損により、会員が希望し、当社が審査のうえ妥当と認めた場合は、スピードパスを再発券します。

第18条（届出事項の変更）

1. 会員は、「スピードパス入会申込書」に届け出た氏名、住所、電話番号等の記載事項について変更があった場合には、遅滞なくその旨を当社スピードパスセンターに届けなければなりません。
2. 第1項の届出がないため、当社、加盟店からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。但し、第1項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社、加盟店が認めた場合は、この限りではありません。

第19条（会員情報とその利用）

1. 会員は、当社、加盟店およびカード会社との間において会員に関する情報およびスピードパスおよび決済カード利用状況等の情報提供がなされることを予め承認するものとします。
2. 会員が、「スピードパス入会申込書」等において開示した会員情報を含む会員にかかわる一切の情報の所有権は当社が保有し、当社および加盟店は以下の利用目的に対し利用することができます。
 - ① 各種石油製品および加盟店で取扱うその他商品役務の勧誘並びに販売促進
 - ② 市場分析および会員販売動向の分析
 - ③ スピードパスのサービスに関する案内
3. 前項に定めた会員情報は、第三者に提供する場合は会員に事前に承諾を得るものとします。ただし、以下の場合は第三者への提供に当たらないものとします。
当社、加盟店及びカード会社の事務のための業務委託先等
各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要な場合の公的機関等
4. 会員は、当社に対して自己に関する個人情報を開示するよう請求する事ができます。万一登録内容が不正確または誤りがあることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第20条（合意管轄裁判所）

1. 会員は、会員と当社またはカード会社との間の訴訟が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第21条（準拠法）

1. 会員と当社、カード会社および加盟店との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第22条（会員規約およびその改定）

1. 会員規約は、会員と当社等との一切の契約関係に適用されます。当社またはカード会社が必要と認めたときはこれを改訂することができ、将来規約が改定された場合、当社がその内容を通知した後に会員がスピードパスを利用したことによって、会員は変更事項を承認したものとみなします。
2. 最新の会員規約につきましては、<http://www.self-express.jp>のインターネットアドレスに掲載いたします。

第23条（スピードパスシステムの中断）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、合理的な理由に基づき、利用者に事前に通知することなく、本プログラムの提供を一時的に中断することがあります。この際、当社及び取扱給油所は利用者に対して本プログラムの中断に伴い生じる損害、損失、その他の費用の賠償または補償を免れるものとします。
 - ① 本プログラム用設備の保守または工事のため、やむを得ない場合
 - ② 本プログラム用設備に障害が発生し、やむを得ない場合
 - ③ 本プログラムが利用する第三者サービスの利用が不能になった場合
 - ④ その他、運用上または技術上当社がサービスの一時的な中断が必要と判断した場合